

判決年月日	平成 17 年 10 月 6 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 17 年 (ネ) 10049 号		
<p>1 インターネットウェブサイト上のニュース報道における記事見出しの著作物性が否定された事例</p> <p>2 上記記事見出しを模倣したとしても、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号における「商品の形態」を模倣したことには該当しないものとされた事例</p> <p>3 上記記事見出しの無断使用について不法行為が成立するとされた事例</p>			

( 関連条文 )

著作権法 2 条 1 項 1 号 , 1 0 条 , 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号 , 民法 7 0 9 条

本件は、インターネットウェブサイト上のニュース報道における記事見出しの著作物性などが争われた事件である。

1 「ヨミウリ・オンラインの記事見出し ( Y O L 見出し ) の著作権侵害」についての本判決の要旨は、次のとおりである。

「 ( 1 ) 一般に、ニュース報道における記事見出しは、報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にも自ずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいえず、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる。

しかし、ニュース報道における記事見出しであるからといって、直ちにすべてが著作権法 1 0 条 2 項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく、その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないのではないのであって、結局は、各記事見出しの表現を個別具体的に検討して、創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである。

そして、本件で主張された 3 6 5 個の Y O L 見出しは、いずれも事件、事故等の社会的出来事、あるいは政治的・経済的出来事等を報道するニュース記事に付されたインターネットウェブサイト上の記事見出しであり、後記のような若干の特殊性はあるものの、以上説示の点は、本件 Y O L 見出しにも基本的に当てはまるものである。

( 2 ) 原審以来争われている平成 1 4 年 1 0 月 8 日から平成 1 4 年 1 2 月 7 日までの期間における 3 6 5 個の Y O L 見出しの著作物性の有無について

控訴人は、控訴審において、特に、次の 6 個の Y O L 見出しを挙げて、創作性があると

主張する。すなわち、『マナー知らず大学教授，マナー本海賊版作り販売』、『A・Bさん，赤倉温泉でアツアツの足湯体験』、『道東サンマ漁，小型漁船こっそり大型化』、『中央道走行車線に停車 追突など14台衝突，1人死亡』、『国の史跡傷だらけ，ゴミ捨て場やミニゴルフ場...検査院』、『「日本製インドカレー」は×...EUが原産地ルール提案』という見出しである。

しかし，個々に検討しても，いずれも各見出しの表現が著作物として保護されるための創作性を有するとはいえない。

上記6個のYOL見出しを除く，その余のYOL見出しについてみても，いずれも著作物として保護されるための創作性を有するとはいえない。

(3) 控訴人が控訴審で追加した平成14年12月8日から平成16年9月30日までのYOL見出しの著作権侵害について

控訴人は，上記期間のYOL見出しについては，どのような表現，内容のものであったのかさえ明らかにせず，主張立証責任を果たしていないので，失当である。

控訴人は，YOL見出し一般に著作物性が認められるべきであるとも主張するが，ニュース報道における記事見出しは，その表現いかんでは，創作性を肯定し得る余地もないのではないのではあるが，一般には，著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられるのであり，結局は，個々の記事見出しの表現を検討して，創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものであって，およそYOL見出し一般に著作物性が認められるべきであるとの控訴人の主張は，直ちには採用し難い。

個別具体的に検討しても，『Fさまご逝去，47歳』というような誰が書いても同じような見出しの表現にならざるを得ないものなど，控訴人の主張するYOL見出しには，現に創作性を認め得ない多くの見出しを含むものである。よって，控訴人作成のYOL見出しについて一般的に著作物性が認められると断ずることはできない。」

2「不正競争防止法違反を理由とする請求」についての本判決の要旨は，次のとおりである。

「不正競争防止法2条1項3号における『商品の形態』とは，需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様，色彩，光沢及び質感であると解するのが相当である。

そうすると，仮に，YOL見出しを模倣したとしても，不正競争防止法2条1項3号における『商品の形態』を模倣したことには該当しないものというべきであって，その余の点について判断するまでもなく，控訴人の不正競争防止法違反を理由とする本訴請求は，理由がない。」

3 「不法行為を理由とする請求」についての本判決の要旨は，次のとおりである。

「(1) 不法行為(民法709条)が成立するためには，必ずしも著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず，法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべきである。

インターネットにおいては、大量の情報が高速度で伝達され、これにアクセスする者に対して多大の恩恵を与えていることは周知の事実である。しかし、価値のある情報は、何らの労力を要することなく当然のようにインターネット上に存在するものでないことはいうまでもないところであって、情報を収集・処理し、これをインターネット上に開示する者がいるからこそ、インターネット上に大量の情報が存在し得るのである。そして、ニュース報道における情報は、控訴人ら報道機関による多大の労力、費用をかけた取材、原稿作成、編集、見出し作成などの一連の日々の活動があるからこそ、インターネット上の有用な情報となり得るものである。

(2) そこで、検討するに、前認定の事実、とりわけ、本件YOL見出しは、控訴人の多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになってきていること、YOL見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、YOL見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきである。一方、前認定の事実によれば、被控訴人は、控訴人に無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して、しかも、YOL見出しが作成されて間もないいわば情報の鮮度が高い時期に、YOL見出し及びYOL記事に依拠して 特段の労力を要することもなくこれらをデッドコピーないし実質的にデッドコピーしてLTリンク見出しを作成し、これらを自らのホームページ上のLT表示部分のみならず、2万サイト程度にも及ぶ設置登録ユーザのホームページ上のLT表示部分に表示させるなど、実質的にLTリンク見出しを配信しているものであって、このようなライトピックスサービスが控訴人のYOL見出しに関する業務と競合する面があることも否定できないものである。

そうすると、被控訴人のライトピックスサービスとしての一連の行為は、社会的に許容される限度を越えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したものであるとして不法行為を構成するものというべきである。

(3) 控訴人の損害は、被控訴人が無断でYOL見出しを使用したことによって控訴人に生じた損害であるところ、民訴法248条の趣旨に徴し、本件事実関係及び弁論の全趣旨を勘案し、損害額は1か月につき1万円であると認めるのが相当である。そうすると、控訴人に生じた損害額は、侵害期間が23か月24日間で、23万7741円である。

控訴人は、無形的損害として1000万円を主張するが、本件全証拠によっても、認めるには足りない。

控訴人は、弁護士費用として1000万円を請求するが、本訴の事情に照らせば、被控訴人に控訴人が要した弁護士費用を負担させるのは相当ではない。

よって、認容されるべき損害額は、23万7741円である。

(4) 一般に不法行為に対する被害者の救済としては、損害賠償請求が予定され、差止

請求は想定されていない。本件において、差止請求を認めるべき事情があるかを検討しても、本件をめぐる事情に照らせば、被控訴人の将来にわたる行為を差し止めなければ、損害賠償では回復し得ないような深刻な事態を招来するものとは認められず、本件全証拠によっても、これを肯認すべき事情を見いだすことはできない。よって、控訴人の不法行為に基づく差止請求は理由がない。」